


宿泊税のスキーム

特別徴収

宿泊者
(納税義務者)



宿泊税を納付



1人1泊200円

ホテル・旅館・民泊
(特別徴収義務者)

宿泊税を翌月末までに申告納入

→

×××××

虚偽申告等は罰則規定あり

常滑市

市独自の観光施策に充当

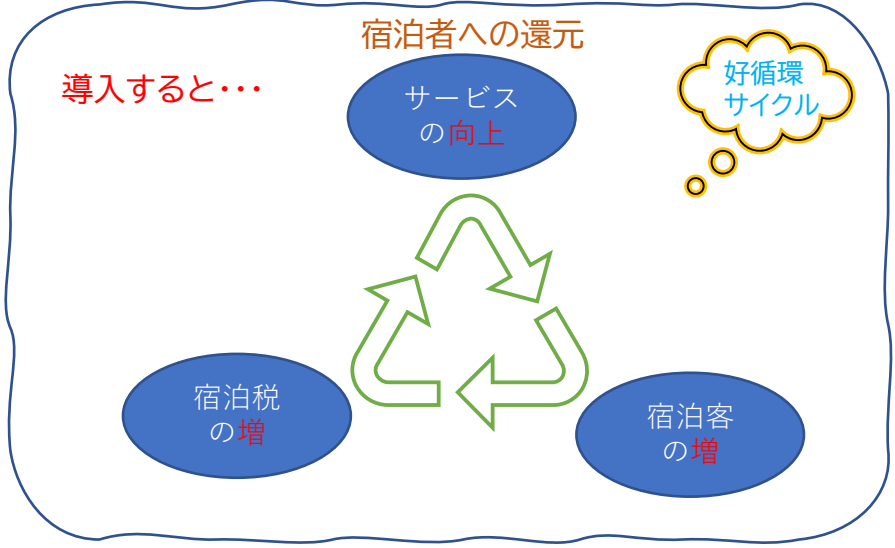
→

- ・ 宿泊者の受入環境の整備
- ・ 観光資源の魅力向上など

特別徴収義務者報奨金
納入額の6%

←

使途を毎年度公表



常滑市宿泊税条例（案）の概要について

1 趣旨

旅行やビジネスを目的とした来訪者(宿泊者)の受入環境の整備や観光資源の磨き上げ、情報発信の充実により、さらなる来訪者(宿泊者)の増加を図ることで新たなサービスを提供し、まちの魅力を向上し続ける好循環を形成する費用に充てるため、「常滑市宿泊税条例」を制定する。

2 制定内容

条項	規定概要
第1条 目的	旅行やビジネスを目的とした来訪者(宿泊者)の受入環境の整備や観光資源の磨き上げ、情報発信の充実により、さらなる来訪者(宿泊者)の増加を図ることで新たなサービスを提供し、まちの魅力を向上し続ける好循環を形成する費用に充てるため、地方税法の規定に基づき、宿泊税を課する
第2条 定義	「旅館業、住宅宿泊事業、宿泊施設、宿泊、宿泊料金」の各用語を定義
第3条 納税義務者等	宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者に課する
第4条 税率	宿泊者1人1泊につき200円

条項	規定概要
第5条 徴収の方法	特別徴収の方法による
第6条 特別徴収義務者	旅館業等を営む者、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
第7条 特別徴収義務者の申告等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 旅館業等を営もうとする者の申告 住所、氏名又は名称及び個人番号または法人番号、宿泊施設の所在地及び名称、客室数その他設備の概要、営業開始予定年月日 など (2) 異動の申告 (1) に異動があった場合 (3) 営業休止、再開、廃止の届出
第8条 納税管理人	特別徴収義務者が市内に住所等を有しない場合は、納税に関する一切の事項を処理させるために定め、市長に申告し、承認を受けなければならない
第9条 納税管理人に係る不申告に関する過料	10万円以下
第10条 減免	天災その他特別の事情がある場合で、減免を必要とすると認める者に限り、減免することができる

条項	規定概要
第11条 申告納入	毎月月末までに、前月の初日から末日までの分の納入申告書を提出し、納入金を納入しなければならない（一定の要件を満たす場合は3か月ごとの申告納入も可）
第12条 不足金額等の納入 の手續	地方税法第733条の17、第733条の18又は第733条の19の規定に基づく納入の告知を受けた場合の納入期限及び納入方法
第13条 徴収不能額等の還 付、納入義務の免除	<p>宿泊料金及び宿泊税を受け取ることができなくなった場合について正当な理由がある場合</p> <p>徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他やむを得ない理由がある場合</p>
第14条 特別徴収義務者に 係る帳簿の記載義務	<p>【帳簿】</p> <p>記載事項：宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、課税対象となる宿泊者数、宿泊税額など</p> <p>保存期間：納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間</p>
第15条 間接地方税及び夜 間執行の制限を受け ない地方税	宿泊税は条例で指定する法定外目的税とする
第16条 賦課徴収	地方税法、地方税法施行令、常滑市宿泊税条例、常滑市税条例の定めによる

条項	規定概要
第17条 使途の公表	毎年度公表する
第18条 委任	施行に必要な事項は規則で定める
第19条 帳簿の記載義務 違反等に関する罪	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
附則第1項 (施行期日)	規則で定める日 ※附則第3項から第5項までの規定は公布の日
附則第2項 (適用区分)	施行日以後の宿泊(施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く)
附則第3項 附則第4項 (経過措置)	公布の日において旅館業等を営んでいる者又は同日から施行日までの間において旅館業等を営もうとする者は施行日の前日までに第7条第1項に規定する申告書を提出しなければならない

条項	規定概要
附則第5項 (準備行為)	施行日前においても行うことができる行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第6条第2項の規定による特別徴収義務者の指定 ・ 第8条第1項の規定による納税管理人の承認 ・ これらに関し必要な手続その他の行為
附則第6項 (検討)	施行後3年を経過した場合において、宿泊税に係る制度について検討を加え、その後においても、5年ごとに同様の検討を行う

3 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行し、同日以後の宿泊(施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。)について適用する。

4 スケジュール

令和5年12月21日～： 条例(案)の概要についてパブリックコメント

令和6年1月： 宿泊事業者説明会

3月： 常滑市宿泊税条例案上程

令和7年1月： 常滑市宿泊税条例施行

※条例の施行は、総務大臣の同意が前提となります。

常滑市宿泊税条例（案）

（目的）

第1条 市は、旅行やビジネスを目的とした来訪者（宿泊者）の受入環境の整備や、観光資源の魅力向上及び情報発信を充実させ、さらなる来訪者（宿泊者）の増加を図ることで新たなサービスを提供し続ける好循環を形成する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(同条第4項に規定する下宿営業を除く。)をいう。
- (2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (4) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
- (5) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。

（納税義務者等）

第3条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

（税率）

第4条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき200円とする。

（徴収の方法）

第5条 宿泊税は、特別徴収の方法によって徴収する。

（特別徴収義務者）

第6条 宿泊税の特別徴収義務者(以下「特別徴収義務者」という。)は、旅館業又は住宅宿泊事業(以下「旅館業等」という。)を営む者とする。

2 市長が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 特別徴収義務者は、宿泊施設において、宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

（特別徴収義務者の申告等）

第7条 旅館業等を営もうとする者は、当該旅館業等を開始する日の前日まで（前条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあつては、当該指定を受けた日から10日以内）に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書にその事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)
- (2) 宿泊施設の所在地及び名称
- (3) 客室数その他設備の概要

(4) 営業開始予定年月日（申告書を提出した日において既に営業を開始している場合にあつては、営業開始年月）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 前項の申告書を提出した者は、同項各号に掲げる事項に異動があつたときは、遅滞なく、その旨を市長に申告しなければならない。
- 3 特別徴収義務者は、宿泊施設の営業を1月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る宿泊施設の営業を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 5 特別徴収義務者は、宿泊施設の営業を廃止したときは、廃止した日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(納税管理人)

第8条 特別徴収義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、市内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申告し、又は市外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申請して、その承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第9条 前条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、当該納入通知書を発した日から10日以内とする。

(減免)

第10条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とすると認める者に限り、宿泊税を減免することができる。

(申告納入)

第11条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までの期間に徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、その申告した納入金を納入書により納入（以下「申告納入」という。）しなければならない。

2 特別徴収義務者は、申告納入すべき宿泊税額が規則で定める金額以下であることその他規則で定める要件に該当する者として規則で定めるところにより市長の承認を受けた場合には、次の表の左欄に掲げる期間に徴収すべき宿泊税に係る前項の納入申告書を、前項の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げる日までに市長に提出するとともに、当該納入申告書に係る納入金を納入しなければならない。ただし、宿泊施設の営業を1月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1月以内にこれを申告納入しなければならない。

12月1日から2月末日まで 3月末日

3月1日から5月末日まで 6月末日

6月1日から8月末日まで 9月末日

9月1日から11月末日まで 12月末日

3 市長は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

(不足金額等の納入の手続)

第12条 特別徴収義務者は、法第733条の17、第733条の18又は第733条の19の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第13条 市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他やむを得ない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除することができる。

2 市長は、前項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

3 市長は、第1項の申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置をとるかどうかについて、その申請があった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第14条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税の課税対象となる宿泊者数並びに宿泊税額を記載し、かつ、第11条第1項又は第2項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間、当該帳簿を保存しなければならない。

2 特別徴収義務者は、宿泊に係る売上伝票その他の書類であって、前項に掲げる事項を記載したものを作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から2年間保存しなければならない。

(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第15条 宿泊税は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号の条例で指定する法定外目的税とする。

(賦課徴収)

第16条 宿泊税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めるもののほか、常滑市税条例(昭和29年常滑市条例第25号)の定めるところによる。

(使途の公表)

第17条 市長は、毎年度、宿泊税の使途及びその内容を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同項の帳簿を隠匿した者

(2) 第14条第1項の規定に違反して同項の帳簿を5年間保存しなかった者

(3) 第14条第2項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなくて作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は同項の書類を隠匿した者

(4) 第14条第2項の規定に違反して同項の書類を2年間保存しなかった者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の宿泊(施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。)について適用する。

(経過措置)

3 この条例の公布の日において現に旅館業等を営んでいる者又は同日から施行日までの間において旅館業等を営もうとする者は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日までに同項に規定する申告書にその事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

4 前項の規定により申告した者は、その申告した事項に異動があったときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(準備行為)

5 第6条第2項の規定による指定及び第8条第1項の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(検討)

6 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うものとする。